

伊方原発裁判に勝利し、一号炉の運転停止、 二号炉の建設中止をかちとる決議

昭和四十四年四月、山本伊方町長が原発誘置を四国電力に陳情して以来、八年有余、伊方原発設置に反対する地元住民の苦難の叫びは、今も尚つづいていいる。

この間、「伊方町原子力発電所設置反対共闘会議」に結集した住民は、四国電力はもちろん、四電とぐるになって住民をだまし、土地をとりあげた町当局、これをバック、アツプする県当局や科学技術庁に対し、激しい抗議と建設中止を求め、叫びを集中し、農地法違反の摘発や里道閉鎖など、創意に満ちた戦術を駆使して叫び続けてきた。

この叫びは、原発設置反対を期う全国の仲間を勇気づけ、高知の佐賀町、徳島の蒲生田岬の原発計画を押し、全国各地の反対運動を大きく盛り上げる原動力となった。

昭和四十八年八月二十七日、松山地裁に提出した「伊方原発設置許可取り消しを求める行政訴訟」は伊方闘争を新らしい段階に引き上げた。

その日から、四年有余、弁護団科学者の献身的な奮闘の中で、国側の資料提出という画期的な命令を勝ちとり、安全審査の「づさん」さや、原発の危険性を余すところなく暴露してきた。

いまや原発反対の叫びは、全世界的な規模で叫び、伊方原発での昨年十月の燃料棒装荷時の事故、本年七月十九日の蒸気洩れ事故にみられるように、安全性の神話は着をたてて崩れつゝある。

こうした状況の中で、四電と科技方が裁判の結着も待たず、営業運転を開始し、二号炉の建設を許可するという権力的犯罪をおかしていることに對し、われわれは激しい怒りを感じずにはいられない。

今日、伊方原発裁判闘争は、大詰の段階を迎えるに至った。

理論的には、圧倒的優位に立っているこの闘いも、独占擁護のためのエネルギーギ一獲保に狂奔する電力資本と自民党政府の策謀と司法反動の現状をみるとき、決して樂觀は許されない。

いまだ、われわれは総力をあげて、伊方原発裁判闘争勝利のために奮闘するときである。

そうして、一号炉を直ちに停止させ、二号炉の建設を中止させ、三崎半島と瀬戸内海の平和と安全をとり戻さなくてはならない。

われわれの子孫の平和と繁栄のために、全力をあげて悔いなき闘いを展開することを誓い合おう。

右決議する。

一九七七年九月二十九日

伊方原発裁判勝利九・二九総決起集会